

いわて子育て応援「i・ファミリー・サービス事業」協賛店募集要項

1 趣旨

この要項は、いわて子育て応援「i・ファミリー・サービス事業」実施要綱5に基づき、子育て家庭に割引や特典などのサービスを提供する「いわて子育て応援の店」(以下、「協賛店」という。)の募集方法等について定めるものとする。

2 協賛店のサービス内容及び方法

協賛店の種類は、そのサービス内容に応じて以下の2種類に分類する。

ただし、協賛店が行うサービスが、いずれの種類にも該当する場合は、協賛店の希望により、どちらにも登録できるものとする。

(1) にこにこ店(割引・特典型)

妊婦及び18歳未満(18歳到達後、初めての年度末までの高校生等を含む。)の子ども連れの家庭を対象に、割引や特典等のサービスを提供する協賛店とする。

ア サービスの内容

協賛店が企画する商品料金の割引き、ポイントサービス、割引クーポンの交付、おまけ等。

イ サービスの方法

協賛店は、「子ども連れ」であることを、子育て家庭からの「申し出」を基本に、従業員の「目視」により確認し、サービスを提供する。

ただし、サービスを行う時間・曜日等又は数量等の設定は、子育て家庭を応援するという事業の趣旨に照らして協賛店が任意に設定できる。

ウ 留意事項

(ア)協賛店は、子どものみ又は子どもが別な場所にいる等により、「子ども連れ」であることが確認できない場合は、本事業によるサービスの提供は行わない。

(イ)協賛店は、子どもの父母以外であっても、祖父母、おじおば等、子育てに協力している者が「子ども連れ」で利用する場合は、サービスの提供を行う。

(ウ)協賛店は、サービスを提供するために、必要に応じて、母子健康手帳、生徒手帳、その他関係等が証明できるものの提示を求めることができる。

エ 本事業への協力

協賛店は、本事業の広報及び啓発等に積極的に協力する。

(2) ほのぼの店(お出かけ配慮型)

子育て家庭が出かけやすい環境などに配慮したサービスを提供する協賛店とする。

ア サービスの内容

授乳スペース、おむつ替えコーナー、ミルク用のお湯の提供等。

イ 本事業への協力

協賛店は、本事業の広報及び啓発等に積極的に協力する。

3 協賛店の募集方法

(1) 応募資格

以下のア及びイの条件を満たす店舗・企業とする。

ア 岩手県内に活動拠点（本支店等）を有し、本要項2に定めるサービス等を、事業開始日又は応募日から1年以上行うこと。

イ サービスの提供場所は、禁煙又は分煙を実施すること。

ただし、法令等の規定により児童の立ち入りが規制されている施設や夜間のみの時間帯においてサービスを行おうとする店舗・企業は、応募の対象外とする。

(2) 応募方法及び登録

ア 応募方法

協賛の申込みを行う店舗・企業は、『「いわて子育て応援の店」協賛申込書』（様式1）に必要事項を記入の上、岩手県保健福祉部子ども子育て支援課（以下「県」という。）に郵送又はメールにて応募する。

イ 登録

県は、申込みのあった店舗・企業のサービス内容等を確認し、応募の内容等が、児童の健全育成上問題がないと認められ、かつ、本要項2及び3の（1）に定める基準を満たしていると認められる場合は、「いわて子育て応援の店」として登録する。

また、県は、『いわて子育て応援の店登録証』（様式2）及び県が定めるシンボルマーク入りのステッカー等を協賛店に交付する。

ウ 周知等

県は、登録した協賛店のサービス内容等を事業ホームページ等に掲載し紹介する。

また、登録した協賛店は、シンボルマークや本事業名を広告等に使用することができる。

4 協賛店の募集時期等

協賛店の募集は、平成19年8月27日から開始し、協賛店のサービスは、平成19年11月18日から開始する。

県は、県広報や事業ホームページ、ポスターの掲示、チラシの配布等の他、市町村や関係団体等と連携を図り、広く協賛店を募り、また、サービス利用対象世帯に対する事業の周知に努めるものとする。

5 協賛申込書記載内容の変更

協賛店は、登録内容を変更するときは、速やかに『「いわて子育て応援の店」登録変更届』（様式3）を県に提出しなければならない。

6 協賛店登録の解除

(1) 任意の解除

協賛店が、登録の解除を希望する場合は、速やかに『「いわて子育て応援の店」登録解除願』（様式4）を県に提出しなければならない。

(2) 登録の取消

県は、登録された協賛店が、本要項2及び3の(1)に定める基準に適合しなくなつたと認める場合は、登録を解除することがある。

7 その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成19年8月22日から施行する。

附則

この要項は、平成23年1月12日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。